

## 事前質問事項に対する弊社回答

### 【はじめに】

ご質問に対する回答にあたって、「光の道構想」に係る具体的な方策案等が十分明らかになっていないなかでは、弊社として評価・判断が、非常に難しいところがありましたので、まずは「光の道構想」に係る具体的な方策案を、広く示していただくことが肝要であると考えます。

今回のヒアリングのみでなく、具体的な方策案をもとに国民的な議論を行い、コンセンサスを得ることを希望いたします。

### 《質問1》

「光の道」の整備には、①残り10%の超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備と、②超高速ブロードバンド整備エリアにおける利用率30%の向上、の2点が必要と考えられるが、

1) ①について、未整備エリアにおける基盤整備を短期間(5年間)で行うためには、どのような方策を講じることが必要と考えるか。事業者間の設備競争を通じた基盤整備、公的資金の投入による計画的基盤整備、あるいはそれらのミックス等、複数の方法が想定できるが、どのような方法が適切と考えるか。その際の整備主体、運営主体、財源等については、どのように考えるか。

### 《弊社回答1-1)》

- ・ 民間事業者がインフラ整備を行うことを基本としつつも、未整備エリアにおける基盤整備については、民間事業者に対して自治体を通じて公的支援を行いながら、インフラ整備を推進することが必要と考えます。
- ・ 但し、公的支援を行うにあたっては、競争入札等で民間の創意工夫を引出し、その規模を最小限に留めることが肝要と考えます。また、競争的仕組みを入れることで、当該エリアにおいて、責任をもって利用者の加入促進を行おうとするインセンティブが働き、結果して利用率向上にも繋がるものと考えます。
- ・ また、道路占有申請等官民間での手続き簡素化、ICT化が実施されれば、コストが抑えられることから国民負担も減少し、早期のインフラ整備・利用率向上にも資するものと考えます。
- ・ 整備主体・運営主体については、いくつかのスキームが想定されますが、民間の創意工夫を最大限引出すという点を重視すると、民設民営が望ましいスキームであると考えます。
- ・ 財源については、短期間での整備を国家目標として据えるのであれば、公共投資と位置づけられることから、ユニバーサルサービス基金ではなく、国家財源を充当することが適切と考えます。

2) ②について、利用率を向上させる方法としては、何が適切と考えるか。また、利用率向上のための方法として、事業者間競争の活性化による料金の値下げやサービスの多様化等も考えられるが、事業者間競争の活性化のためにはどのような方策が考えられるか。

《弊社回答1-2)》

- ・ FTTH・ADSL・CATV・携帯電話等、既に多様化しているアクセス手段から、利用者が自らのライフスタイルやニーズにあったサービスを選択できることが、引き続きが必要と考えますので、2015年に向けて、まずはFTTH・ADSL・CATV等の既存のブロードバンドサービスの100%普及を目指し、利用者の裾野を広げながら、併せてICT利活用促進等を推進していくことが現実的であると考えます。
- ・ なお、利用率向上のためには、やはりインフラ構築をベースとした事業者間競争を通じて、料金の低廉化や利用者にとって魅力的で多様なサービスの創出・提供を図っていくことが基本であると考えます。
- ・ また、事業者間競争によって利用率の底上げは十分期待できますが、それだけで利用率100%を実現することは困難と考えますので、政府主導のもと、まずは行政機関内のIT化を図り、それをベースとした行政手続きの完全電子化、教育や医療分野におけるICT利活用促進等を併せて推進していくことが肝要と考えます。

《質問2》

「光の道」が整備される時代において、市場における競争はどうあるべきと考えるか。また、その際、NTTへの規制の在り方についてはどうあるべきと考えるか。

《弊社回答2》

- ・ 「光の道」が何を指すか現時点では明確でないため、想定しにくいところではありますが、少なくとも、公正な競争環境のもと、引き続き投資インセンティブが確保され、サービス競争と設備競争の両方が行われていることが必要と考えます。
- ・ また、既に潜在的な市場支配力(独占時代からの企業イメージや資金力、加入電話の加入者情報等)を持つNTTグループについては、そのドミナント性を根拠とした非対称規制を通じて公正競争環境を確保していくことが、今後更に必要になると考えます。
- ・ 加えて、NTT東西による県域等子会社を活用した規制逃れの事業展開や活用業務によるなし崩しの事業拡大問題、NTTグループ会社間の連携強化による市場支配力拡大の問題等、現状の競争環境の歪みを早期に是正することが必要であると考えています。

《質問3》

「光の道」の整備に向け、貴社はどのような貢献ができると考えているか。

《弊社回答3》

- ・ 「光の道」が何を指すか現時点では明確でないため、想定しにくいところではありますが、弊社が提供しているFTTHに関して述べるならば、既にインフラ整備されたエリアにおいては、インフラ構築をベースとした事業者間競争を通じて、料金の低廉化や利用者にとって魅力的で多様なサービスの創出・提供を図り、利用率を向上していくことで貢献できると考えます。
- ・ また、インフラの未整備エリアにおきましては、自治体を通じた公的支援を得ながら、インフラ整備

に貢献していきたいと考えます。

#### 《質問4》

加入者ファイバの接続料は東西別全国一律料金となっているが、今後条件不利地域にファイバを敷設することをふまえ、地域間料金格差を設けることについてどのように考えるか。また、公的資金の補助を得て敷設された光ファイバの接続料はどのようにあるべきと考えるか。

#### 《弊社回答4》

- ・ 一般的には、地域毎に料金は異なることもあり得ると考えますが、条件不利地域における普及を著しく阻害するような料金格差を設けることは望ましくないと考えますので、その水準は慎重に検討する必要があると考えます。
- ・ また、条件不利地域において公的資金の補助を得て敷設された光ファイバの接続料については、根拠となる当該地域における原価の透明性を確保した上で、公的資金分を除いた原価をもとに接続料を設定するという方法もあり得ると考えます。

#### 《質問5》

ネットワークの開放策について、現在の仕組みでこういった障害があるのか、具体的に教えていただきたい。

#### 《弊社回答5》

- ・ 「分岐端末回線単位での加入光ファイバ接続料設定」の要望等、大手事業者であっても自ら設備構築を行わず、如何にリスクなく安い価格で設備を借りるかに注力する傾向が強まっております。
- ・ これは、低廉化を目的とした現在の接続料設定等によって、接続事業者のコストやリスクだけが大幅に軽減されるような状況を招いたことで、結果的に設備投資インセンティブが大きく低下したためではないかと考えます。
- ・ 電波の有限性といった特性を有するモバイル分野と異なり、固定系のアクセス網については、設備投資リスクを負う覚悟があれば、事業者自らが自由に構築できるものであり、また既にNTT東西ダークファイバの開放、NTT東西局舎へのコロケーションルール、公共事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン等、十分な施策が整っております。
- ・ そのため、メタル回線のようにNTT東西が独占し設備構築が終わっているものとはもかく、設備構築事業者がNTT東西以外にも存在する現在では、接続政策次第で競争環境に多大な影響を与えるため、NTT東西・接続事業者間だけでなく、自ら設備構築を行いNTT東西と競争を行っている事業者も含めた、3者間における公平性が保たれるよう十分に配慮いただく必要があると考えます。

#### 《質問6》

NTT西日本の個人情報漏洩問題についてのお考えを聞かせていただきたい。

#### 《弊社回答6》

- ・ 実質的に、NTT西日本本体と一体であるものの、法による規制が直接及ばない県域子会社等を通じた規制逃れの事業活動が行われていることが、根本的な原因であると考えます。
- ・ そのため、NTT西日本本体及び県域子会社内での情報管理の徹底はもとより、県域子会社に対して、NTT西日本本体と同様の規制を適用する等の措置を講じる必要があると考えます。

#### 《質問7》

現在、NTT東西には、ドミナント規制が課されており、制度上、情報の対称性や手続の同等性などが確保されているが、NTT西日本の個人情報漏洩問題などが起きていることを踏まえると、競争の同等性を更に高めることも必要と考えられるが、どうか。具体的に必要と考える措置があるか。

#### 《弊社回答7》

- ・ 自ら設備構築を行いNTT東西と競争を行っている事業者としては、接続情報や加入電話の顧客情報を、NTT東西及びその県域子会社における営業活動に用いることがないよう、社内組織やシステムにおいて厳正なファイアウォールを設けることが必要と考えます。
- ・ 上記以外については、NTT東西による県域等子会社を活用した規制逃れの事業展開や活用業務によるなし崩しの事業拡大問題、NTTグループ会社間の連携強化による市場支配力拡大の問題等、NTTグループ自身による自らに対する規制を形骸化させるような事業活動を早期に是正することが必要であると考えています。

#### 《質問8》

NTT東西は、光アクセス網は8本まとめてでない借りられない形で設計し、NGNは、そのアクセス網と一体となった形で設計するなど、いずれも競争事業者の利用を前提としたネットワーク設計をしていない。NGNでは、更にネイティブ方式のISP事業者が3社に制限される設計となっているため、ISP事業者からは競争上の懸念が示されるなど、メタル・PSTNから光・NGNへのマイグレーションが進展する中で、メタルで生み出された競争環境が消え去ろうとしている。光の時代における競争環境を実現するためには、NTT東西のアクセス網をより他事業者に使いやすい形に見直すことも必要と考えられるが、どうか。具体的にアクセス網がどのような形になれば、FTTH市場の競争環境が実現すると考えるか。

#### 《弊社回答8》

- ・ もともとPONの技術は、光アクセス網を効率的に整備するために開発されたものであり、弊社を含め光アクセス網構築事業者は、先行投資リスクを負って8分岐分まとめて構築し、その利用率を高めるために営業努力を行っております。
- ・ 利用率が低ければ割高になり、また利用率を上げるために営業しなければならないという点では、借りる事業者・光アクセス網構築事業者ともに同じ条件であります。
- ・ 逆に、多大なリスクを負って設備投資を行う事業者に対し、設備投資リスクや解約リスクがない借りる事業者のほうが圧倒的に優位な立場にありますので、8分岐分まとめての貸出しを問題視する

必要はなく、ましてや、その格差を拡大する1分岐単位での貸出しは、実施すべきではありません。

- ・ そもそも、既存のダークファイバ開放、コロケーションルール、電柱・管路開放等の従来の施策で十分に競争環境が用意されていると考えますので、更に、設備を借りる事業者だけが有利となるような追加的措置を講じる必要はないと考えます。
- ・ なお、光ファイバのみならず機器も含めた技術的イノベーションをもとに新サービスの創出・提供が図られるアクセス網において、OSUを共用することは、共用する全事業者のサービスの画一化・硬直化を生み、結果的に既存サービス上での利用者の巻取りや奪い合いしかもたらず、アクセス網における1ギガクラスを超えるような高度なサービスや光インフラのポテンシャルを生かした光テレビのような新サービスの利用者への提供に対する投資インセンティブが失われ、提供機会が損なわれると考えますので、OSU共用の義務化等の措置を行うべきではないと考えます。

#### 《質問9》

事業者間のより一層公正な競争環境を整備するためには、NTT東西からアクセス網を別会社として分離する考え方もあり得る。この場合、アクセス会社がNTT持株内にあっても、アクセス網分離後のNTT東西は、ボトルネック設備(アクセス網)を持たなくなるので、現行制度上は、NGNを含めてボトルネック性を根拠とする規制を課せなくなるが、この点についてどう考えるか。

#### 《弊社回答9》

- ・ 独立したアクセス会社を設け、独占的にインフラ整備を行うことは、「光の道」の整備と引換えに、様々な影を生みかねないため、実施すべきではありません。

##### [コスト負担の歪み]

- 過大な需要想定をもとにした過剰に安価な料金設定によって、投資回収を不能にし、そのつけは国民や利用者に戻ることになります。
- 設備維持コストを低く見積もると、インフラ品質の低下を招き、安定かつ良好なサービスを受けべき利用者の権利を阻害することになります。

##### [地域の衰退]

- 地域に根付いて地道にインフラを整備し、世界最先端のインフラ基盤構築の一翼を担ってきた事業者を撤退に追い込むことになります。
- 地方の個人生活や企業活動を支えてきた事業者がいなくなるだけでなく、地域の経済・雇用へも影響します。

##### [インフラの脆弱化]

- 複数事業者が担うことで、リーズナブルかつ高い信頼性が確保できる企業向け回線の冗長構成等が担保できなくなります。
  - インフラ独占で、設備の高度化・多様化インセンティブがなくなり、その上でのイノベーションも起こらなくなります。
- ・ 加えて、NTT東西からアクセス網を分離し別会社を設けること等のバーターとして、NTTグループ会社間の連携強化や事業統合を認めることは、NTTグループの市場支配力の拡大に拍車をかけるだけであり、認めるべきではありません。

- ・ なお、今後の規制のあり方としましては、アクセス網の分離如何に関わらず、市場シェアや市場支配力を根拠とする規制について検討する必要があると考えます。

#### 《質問10》

不採算であるとして超高速ブロードバンドインフラが整備されていない地域に関して、一般論として、初期投資に関する負担がなければ、そういった地域においてもサービス提供を継続することは可能か。

#### 《弊社回答10》

- ・ 条件不利地域におけるインフラ整備においては、初期投資だけでなく、維持・運用等のランニングコストについても採算が合わない場合があると認識しています。
- ・ そのため、地域事情によって程度の差異はあるものの、民間事業者が努力するインセンティブを残しつつも、サービス提供を継続するためのランニングコストへの公的支援も必要であると考えます。

以 上